

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

⇩ 株券を発行しない会社

Q : 当社の定款には、株券を発行しない旨の定めがありません。会社法になっても不都合はありませんか？

A : これまでの株式会社の定款に「株券を発行しない」旨の定めがない場合は、会社法では「株券を発行する」旨の定めがあるものとみなされますので注意してください。

【解説】

会社法では、株券は原則不発行なのですが、旧株式会社の定款で「株券を発行しない」旨の定めがない場合は株券を発行する旨の定めがあるものとしてみなされることとなっています。

したがって、会社法に定款を合わせるためには、定款に株券を発行する旨を追加することが必要になります。

一方、会社法の施行を機に、株券を発行しないこととする場合には、株主総会の特別決議により定款変更を実施し、「株券を発行する旨の定款の定めを廃止する」旨の公告をし、株主又は質権登録者に個別通知しなければなりません。

なお、旧株式会社の定款で株券を発行しない旨を定めている場合は、会社法になっても株式不発行会社となりますので、定款に定めを置かなくてもよいのですが、定款上で明確にしておくほうが望ましいので、こうした会社の定款は、そのままにしておけばよいでしょう。

